

# ご旅行条件書

行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき、  
c)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき、

- イ. 解除の前後および払い戻し  
ウ. 当社があらかじめ旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。お客様が既に受けた旅行サービスに際する当社の債務については、有効な弁済がされたものとします。この場合において、当社は、旅行代金のうち、お客様がこれまでその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、またはこれから支払うべき取消料、運料その他の他の名目による費用を差し引いた額を払い戻します。
- エ. 本項(2)の「ア・a)・c)」により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が出発地へ戻るために必要な手配をします。なお、これに要する一切の費用は、お客様の負担とします。

## 13. 旅行代金の払い戻し

- (1) 当社は、第10項(1)・(2)・(4)の規定により旅行代金を減額した場合、または前12項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の場合には、前項(1)に於いては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しに於いては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対して当該金額を払い戻します。
- (2) 本項(1)の規定は第17項(当社の責任)又は第19項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 14. 旅程管理

- 当社は、次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努めます。
- (1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるように必要な措置を講ずること。
  - (2) 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にならぬものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努め、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。
  - (3) 本項(1)において、これが当社の責任に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払うなければなりません。

## 15. 当社の指示

お客様は、旅行開始後、旅行終了までの間において団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 16. 添乗員等の業務

- (1) 添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。
- (2) 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示します。
- (4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

## 17. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。
- (2) 本項(1)の規定は、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- (3) お客様が次に列示するような事由により損害を被られたときは、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。ただし、当社または当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。  
ア. 天災地変、戦乱、暴動またはこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止  
イ. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止  
ウ. 官公署の命令、外国の出入国規制または伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更、中止  
エ. 自由行動中の事故  
オ. 食中毒  
カ. 盗難  
キ. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞り時間の短縮  
ク. 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
- (4) 現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルムその他これら物件等については、当社が賠償の責を負いません。
- (5) 手荷物によって生じた本項(1)の損害については、本項(1)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額の如何にかかわらず、当社の賠償額は1人様あたり最高15万円まで、当社が故意又は重大な過失がある場合を除きます」とします。

## 18. 特別補償

- (1) 当社は、前項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わずにより、お客様が企画旅行参加中にその生命、身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。
- (2) 当社はお客様が企画旅行ご参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について旅行業約款特別補償規程により、海外旅行においては死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～20万円、携行品にかかる損害賠償金(15万円を限度。ただし1個又は1対についての補償限度は10万円)を支払います。
- (3) 日程表において、当社の手配により旅行サービスの提供が一切行わない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について保証金が支払われない旨を明示した場合に限り「当旅行参加中」とはいたしません。
- (4) お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)リフト、ケーブル、スリッパ、スクイーズ、ハンダライナー、超軽量動力機、モーターグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等(搭乗、ジャンプブレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故)によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、これらの運動が、企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (5) 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償業務を兼ねて行う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

## 19. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様

- が当社約款の規程を守らなかったことにより当社が損害を被った場合は、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けず。
- (2) お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務・その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければならないとします。
  - (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 20. オプションツアー

- (1) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する小旅行(以下「オプションツアー」といいます。)のうち、当社が主催するものの第18項の特別補償の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (2) オプションツアー主催者が当社以外の現地法人である旨を「パンフレット」に明示した場合には、当社はオプションツアー参加中のお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、当社は同項の規定に基づき損害補償金を支払いません。また、当該オプションツアーの履行に係る主催者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該オプションツアーが履行される現地法人及び当該主催者のために掲げます。
- (3) 当社は、「パンフレット」等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様が発生した損害に対しては、当社は第18項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

## 21. 旅程保証

- (1) 当社は、別表1左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次のを除き、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更によって当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。  
次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不十分(オーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。  
ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変  
イ. 戦乱  
ウ. 暴動  
エ. 官公署の命令  
オ. 欠航、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止  
カ. 遅延、不通、運行スケジュールの変更等当初の運行計画にない運送サービスの提供  
キ. 旅行参加者の生命または身体を安全確保するための必要な措置  
第12項の規定に基づき旅行契約が解除されたときは当該解除された部分にかかわる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。  
次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表」に記載した日程からの変更の場合で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合、当社は変更補償金を支払いません。  
募集パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができる場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が、1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替えて、同等価値以上の物品・サービスの提供をもって補償をする場合があります。

【別表1】	1件当たりの率(%)	
当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降の日にお客様に通知した場合
	契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%
契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストラン)を含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。)	1.0%	2.0%
契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
上記の～に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%
注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。		
注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。		
注3 又は、それを超える変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。		
注4 に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備が高いものへの変更を伴う場合には適用しません。		
注5 又は、若しくは、に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。		
注6 に掲げる変更については、～までの率を適用せず、により		

## 22. 通信契約による旅行条件

- 当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より所定の広帯域の会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受けず、この「通信契約」といいます。条件に「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申込み」を受ける場合があります。(受託旅行業者による当該取扱いできない場合があります。また取扱い可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。所定の位置に会員の署名をいいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は通信契約には該当せず、通常の旅行契約となります。)
- 「通信契約による旅行条件」は、「通常の旅行契約の旅行条件」とは、一部が異なります。以下に異なる点のみご案内します。
- (1) 準拠する約款は、「通信契約により旅行契約を締結するとき使用する当社の約款」に掲げます。
  - (2) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払いが払い戻し(債務を履行すべき日)をいいます。
  - (3) 申し込みの際に、「カード名」、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
  - (4) 通信契約による旅行契約は、電話による申し込みの場合、電話による申し込みが承諾したときに成立します。また郵便、ファクシミリその他の通信手段による申し込みの場合は、当社が会員との旅行契約を承諾する旨の通知を発したときに成立します。
  - (5) 当社が提携会社のカードにより所定の広帯域の会員の署名なくして「パンフレット」に記載する金額の旅行代金(又は「第15項に定める取消料」の支払)を受けず。
- この場合、旅行代金のカード利用日は、「契約成立日」(ただし、契約成立日が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって22日目にあたるときは前日)の場合、「22日目にあたるとき(休業日のある場合は翌営業日)」とします。また取消料のカード利用日は、「契約解除のお申し出があった日」とします。ただし、契約解除の申し出が既に旅行代金のお支払い後(旅行代金のカード利用日以降)であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として払い戻します。
- (6) 与信等の理由により会員の申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第12項(1)のアの取消料と同金の違約料を申し受けず。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

## 23. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社及び当社募集型企画旅行を取り扱う受託旅行会社は、旅行申込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただき、お客様がお申し込み、いただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手段及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社では、A-1においてお客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- (2) 当社及び当社と提携するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又は、メールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社国内・海外支店及びグループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社国内・海外支店及びグループ企業は、それぞれ支店の営業案内、催し内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために(利用目的を具体的に記載)これを利用していただくことがあります。当社国内・海外各支店及びグループ企業の個人情報取扱管理者の氏名、および個人情報取扱いについて、当社ホームページをご参照ください。  
<http://www.idi.co.jp/privacy>
- (3) 当社は旅行先のお客様のお買物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名に係る個人データを、あらかじめ電子の方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、ご出発前までに当社までお申し出ください。

## 24. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2005年4月1日を基準としております。また、旅行代金は2005年4月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規則または、2005年4月1日現在国土交通大臣に認可申請中の航空空運賃・適用規則を基準としています。

## 25. その他

- (1) お客様が個人的案内、買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には万全を期しておりますが、お買物の際は、お客様の責任で購入ください。当社では、商品の交換や返品等の手配はいたしません。お買物のトラブルが生じないように商品の確認及びシールの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意ください。その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国際自然法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
- (3) 当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社が旅行契約により旅行を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、パンフレット等記載されている発着空港を以て(集合)から、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。
- (5) 日本国内の空港から本項(4)の発着空港までの区間を、普通運賃または「パンフレット」等に記載の追加料金(または無料)で利用する場合、この部分は旅行契約の範囲に含まれません。
- (6) 当社の旅行契約にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、この場合同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。また、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受けた予定であったサービスが受けられなくなったときでも、当社はその理由の如何にかかわらず第17項(1)の責任を負いません。

この条件に定めない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によりします。  
当社旅行業約款をご希望のお客様は、当社にご請求ください。  
当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.idi.co.jp/yakkan> からもご覧いただけます。